

編集&ライター 住田 茜さん

profile

タウン情報誌の編集部で編集者として勤めた後、独立。現在はフリーランスの編集&ライターとして、さまざまな媒体の制作に関わる。

お店を取材中の住田さん



撮影協力

**l'ombre de ange** ロンブルドアンジュ  
広島市中区本通1-25バオビル804F  
☎082-249-7239

経営者の退職金制度「小規模企業共済」って？

# 個人事業主の私が、 今と将来のために 始めたこと

## 納得できるものを選ぶことが大切

店舗オーナーをはじめとした個人事業主や会社等役員など、経営者のためにある退職金制度「小規模企業共済制度」。現在フリーランスの編集ライターとして働く住田さんは、独立後に制度のことを知ったといいます。「フリーで働き始めて気持ちに余裕が生まれた頃、将来への備えについていろいろと調べる中で知ったのが小規模企業共済です。同じように個人事業主として働く友人が加入していることを聞き、私も始めてみようかなと決めました」。積み立てた掛金についても、全額所得控除となり、税制面でのメリットがあることも小規模企業共済の特徴。「将来の備えとしての選択肢はほかにも多くあるので、まずは自分が納得できるものを選ぶことが大切です。小規模企業共済を知ってからは、それまで苦手意識を持っていたお金のことについても自分なりに考えるようになりました。その変化が私にとって一番大きいです」。今と将来を見据えて、小規模企業共済制度の活用を一つの選択肢に加えてみませんか。

### Q 小規模企業共済とは？

国が作った**経営者のための退職金制度**で、中小企業基盤整備機構が運営。掛金は共済金として廃業や役員退任時のほか、事業を継続していても65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付している場合も受け取れる。一括や、条件を満たせば分割などでも受け取り可能。また掛金の納付月数により7~9割の範囲で貸付制度もあり。

### Q どんな人が加入できるの？

従業員数が小売・卸売・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)などは5人以下、建設業・農林漁業・製造業・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)などは、20人以下の企業の、個人事業主、共同経営者、会社等の役員などが対象。

### Q 加入するメリットは？

積立てた掛金は、共済金として受け取ることが出来る。一括受取、条件を満たせば分割受取、ならびに併用での受取も可能。**一括受取の場合は退職金扱いとなり、税制面での優遇もあり**。分割受取の場合は公的年金等の雑所得扱いとなる。**掛金は全額所得控除**。

### Q 掛金の変更は出来る？

月額1,000円~70,000円の範囲(500円単位)で**加入後も増減が可能**。

資料請求は、ホームページと  
電話で受付中!

Be a Great Small.  
**中小機構**

小規模企業共済

検索

☎050-5541-7171

受付時間 平日9:00~18:00  
お申込みは、お近くの商工会・商  
工会議所、金融機関の本支店等へ



予告

ウイंक4月号では  
同団体が運営する  
「中小企業大学校広  
島校」について掲  
載。経営者や管理者  
の方へ向けた多彩  
な研修の魅力につ  
いて探ります。

Featuring

広島FM

「徳永真紀のWEEKEND CONNECT」

毎週金曜日7:30~O.A.

小規模企業共済をテーマに、1/10(金)は中小機構の担当、17(金)は住田さんが出演した。詳細はブログをチェック!

<http://hfm.jp/blog/connect>

2/14(金)・21(金)のテーマは中小企業大学校 広島校について

TSS

「情熱企業 新たな価値の創造」

毎週日曜日6:45~O.A.  
(2020年1~3月)

番組内の情報コーナーに担当者が出演。2/2(日)のテーマは小規模企業共済について

3/15(日)のテーマは中小企業大学校 広島校について